

## 公正競争規約違反に対する措置等

A社：大阪府中央区所在 免許更新回数（2）  
《措置：嚴重警告・違約金、義務講習会受講》  
対象広告：ポータルサイト

### 賃貸住宅3物件

#### ■ おとり広告（契約済み物件）

- ◎ 既に契約済みの物件の情報登録を行い、長いもので3ヶ月半、短いもので2ヶ月半の間、継続して広告（3物件）。

B社：大阪府北区所在 免許更新回数（3）  
《措置：嚴重警告・違約金、義務講習会受講》  
対象広告：自社ホームページ

### 賃貸住宅1物件

#### ■ おとり広告（契約済み物件）

- ◎ 新規に情報公開後に契約済みとなり、取引できないにもかかわらず、1年3ヶ月半の間、継続して広告。

C社：大阪府堺市所在 免許更新回数（1）  
《措置：嚴重警告・違約金、義務講習会受講》  
対象広告：自社ホームページ

### 賃貸住宅1物件

#### ■ おとり広告（契約済み物件）

- ◎ 新規に情報公開後に契約済みとなり、取引できないにもかかわらず、52日間、継続して広告。